

学校での活動以外で怪我をした時に

学校での活動以外で怪我をしたときには、学校にご連絡ください。
見舞金等が給付される場合があります。

PTA 会員が、怪我をした時にも見舞金等の給付があります。

安全教育振興会について

次のような見舞金が給付されます。

- ・負傷見舞金
- ・後遺障害見舞金
- ・死亡弔慰金
- ・交通事故見舞金

・お子様が、学校での活動以外で不慮の怪我をした時。

学校での活動以外とは『学校から家に帰ってきた時～学校へ行くために家を出る時』までの活動のことです。

放課後や、休日などが該当します。

・PTA 会員が学校行事や PTA 行事中に不慮の怪我などをした時。

・道路交通法違反や自損事故を除く交通事故の時。

年度当初に、チラシをお配りしています。詳しくは、そちらをご覧ください。

※なお、学校での活動内での児童の怪我につきましては、スポーツ振興会から治療費や見舞金の給付があります。

ご不明な点がございましたら、学校までご連絡ください。